（別紙２）【公立幼稚園・公立幼保連携型認定こども園計画訪問】

感染症等の発生に伴う訪問の留意点について

秋田県教育庁幼保推進課

　　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条３項及び第48条１項により、公立幼稚園及び公立幼保連携型認定こども園に対して指導主事等が指導等を行う必要がありますが、国の緊急事態宣言や県の緊急事態措置等が考えられることから、訪問の実施について、次の点に留意した対応をします。関係先の皆様方の御理解・御協力をお願いいたします。

１　訪問の可否及び内容の変更等の決定

訪問の可否及び内容の変更等について訪問者と各施設長が協議をし、決定する。訪問日の実施が困難な場合は、期日を延期して実施するよう調整するが、安全が確保できない場合は年度内の各園への直接訪問を取り止め、内容を変更して実施する。

２　留意点

（１）園を訪問し実施できる場合（延期も含む）

園は、訪問者と実施内容の時間、参加人数、場所等の観点から協議し、密閉・密集・密接の３条件が重ならないように配慮する。

（２）園への直接訪問を取り止め、内容を変更して実施する場合

訪問に係る資料（要項８(２)参照）を基に指導を行う。諸表簿（要項４(２)参照）の閲覧は翌年度の実施とする。

園は、訪問に係る資料を訪問者の所属先に送付する。訪問者は、訪問に係る資料を閲覧し、指導内容を園に電子メール等で伝達する。なお、必要に応じて聞き取り調査を実施する場合もある。

園には、職員等に指導内容の伝達をお願いしたい。